

新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容

資料4-2

| | NO. | 対 応 | 業務の内容 | 対応時期 | 担当課 |
|----------|-----|---|---|---------------------|-------------------|
| 放課後児童クラブ | 1 | ・小学校の全国一斉臨時休校に伴う対応 | ・市内の放課後児童クラブを午前中から開所し、日中保護者が不在となる家庭の子どもの預かりを実施した。 | 3月2日 ～ 3月31日 | こども政策課 |
| | 2 | ・小学校の再開に伴う対応 | ・放課後児童クラブの通常運営を再開した。 ・施設内での三密を回避するため、学校施設の活用等による分散運営を実施した。 | 4月1日 ～ 4月22日 | こども政策課 |
| | 3 | ・緊急事態宣言に伴う小学校臨時休校への対応 | ・小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブを午後1時から開所した。 ・施設内での三密を回避するため、学校施設の活用等による分散運営を実施した。 ・利用者へ利用自粛を要請した。 | 4月23日 ～ 5月10日 | こども政策課 |
| | 4 | ・小学校の分散登校に伴う対応 | ・小学校の分散登校に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した。 ・施設内での三密を回避するため、学校施設の活用等による分散運営を実施した。 ・利用者へ利用自粛を要請した。 | 5月11日 ～ 5月31日 | こども政策課 |
| | 5 | ・放課後児童クラブ利用者児童数の把握 | ・市内180施設の放課後児童クラブの運営者から、前日分の利用児童数を報告してもらい毎日集計した。 | 3月3日 ～ 6月6日 | こども政策課 |
| | 6 | ・利用自粛要請期間中(4月・5月)にクラブを利用しなかった方へ利用料の日割り還付 | ・利用自粛要請期間中の利用料の日割り還付を実施。(業務継続中) | 6月1日 ～ 10月31日 | こども政策課 |
| 児童館 | 7 | ・児童館・児童センターの臨時休館 ※1回目:3月1日～ 2回目:4月19日～ | ・児童館・児童センターを所管している各区健康福祉課を通じ、臨時休館の方針及び必要な対応を伝達した。 | 3月1日 ～ 4月19日 | こども政策課 |
| | 8 | ・児童館・児童センターの臨時休館からの再開 ※1回目:4月1日～ 2回目:5月19日～ | ・児童館・児童センターを所管している各区健康福祉課を通じ、施設の再開方針を伝えるとともに、再開にあたっての対応、留意事項等に係る資料を共有した。 | 4月1日 ～ 5月18日 | こども政策課 |
| 児童発達支援 | 9 | ・児童発達支援センターの園児保護者への諸連絡 | ・市内感染状況の変化に応じて、感染予防対策の周知、家庭保育の協力要請、緊急事態宣言解除後の対応などについて、お手紙により保護者への連絡を実施した。 | 2月28日 ～ 5月18日 | こども家庭課 |
| 母子保健 | 10 | ・母子保健事業に関する市民への情報発信 | ・健診対象者へ個別に連絡文書を送付したほか、随時、市報にいがた、市ホームページ、公式Twitter等を活用して、母子保健事業の休止・延期に関する情報を市民へ周知した。 | 3月2日 ～ 5月31日 | こども家庭課 |
| | 11 | ・感染症拡大期における母子保健事業関係機関との連絡調整 | ・集団健診等の事業実施の方向性について、医師、市医師会・助産師会などの関係機関と協議を行った。 | 3月2日 ～ 5月31日 | こども家庭課 |
| 一時保護等 | 12 | ・一時保護所内における感染拡大防止 | ・家族が陽性で、児童が陰性または濃厚接触者となり、親族が支援できない事態に一時保護するに際し、感染拡大防止の観点から遊戯室を一時的に仕切る改修工事を実施。 | 3月27日 継続中 月 日 | 児童相談所こども相談課・家庭支援課 |
| | 13 | ・濃厚接触者または陰性の一時保護中の児童への対応策の習得 | ・想定される一時保護について、保健所からの指導を仰ぎ、医療用ガウン等の着脱などの講義を受講。 | 5月26日 継続中 月 日 | 児童相談所こども相談課・家庭支援課 |
| | 14 | ・一時保護係職員および一時保護児童への対応法の変更 | ・一時保護係職員と他係の職員との接触を会議手法、入退庁動線を検討し原則分離。 ・児童対応の際は、マスク着用、手指消毒等を徹底して対応。 | 3月4日 ～ 5月31日 | 児童相談所こども相談課・家庭支援課 |
| | 15 | ・療育手帳の再判定の延期 | ・療育手帳再判定に係る来所面接・知能検査を延期した。 | 3月4日 ～ 8月31日 | 児童相談所こども相談課 |

| | NO. | 対 応 | 業務の内容 | 対応時期 | 担当課 |
|-------------|-----------|---|--|--------------------------|----------------------------------|
| 保育園・認定こども園等 | 16 | ・小学校の全国一斉臨時休校に伴う対応 | ・小学校の全国一斉臨時休校に伴い、家庭での自主的な協力保育を呼びかけた。 ※4月1日に協力保育の呼びかけを終了、通常運営とした ※一斉の登園自粛要請ではないため減額なし | 3月3日 ～ 3月31日 | 保育課 |
| | 17 | ・緊急事態宣言発出に伴う対応 | ・緊急事態宣言発出に伴い、保育の規模を縮小するため、保護者に対して登園自粛を要請した。 ・事業者に向けた協力依頼を发出了。 ※緊急事態宣言解除に伴い、縮小の規模を段階的に緩和(登園自粛要請は継続)期間:5月11日から5月31日 | 4月20日 ～ 5月10日 | 保育課 |
| | 18 | ・緊急事態宣言解除に伴う対応 | ・緊急事態宣言解除に伴い、縮小の規模を段階的に緩和(登園自粛要請は継続) | 5月11日 ～ 5月31日 | 保育課 |
| | 19 | ・保育施設での感染情報報告等の徹底 | ・保育施設での感染情報報告等を徹底するため、報告ルートの確認、情報共有方法、発生時のシミュレーション等を行った。 | 1月15日 ～ 継続中 月 日 | 保育課 |
| | 20 | ・市立保育園での感染者発生に伴う対応 (対応状況) 3/9 陽性者発生 3/10～16 臨時休園 3/16 陽性者発生 3/17～23 臨時休園(延長) 3/21 施設内消毒 3/23 開園 ※全職員児童PCR検査実施 | ・区役所・施設・保健所との連携、対応方針(休園判断、消毒等)検討、指示、報道対応を行った。 | 3月9日 ～ 3月23日 | 保育課 |
| | 21 | ・私立こども園での感染者発生に伴う対応 (対応状況) 4/26 陽性者発生 4/27～28 臨時休園 4/30 開園 | ・区役所・保健所との連携、対応方針(休園判断、消毒等)検討、指示を行った。 ※施設窓口は区役所 | 4月26日 ～ 4月30日 | 保育課 |
| | 22 | ・登園自粛要請等期間の保育料の日割対応 (対象児)市立・私立保育施設に通う3号認定9000人 (対象期間) 登園自粛要請期間(4/20～5/31) 感染者発生園臨時休園期間(2園) 感染者措置等期間 | ・対象児童の登園実績確認書類の提出依頼、回収、確認、再算定(エクセル)、子育てシステム入力、帳票整理、財務システム入力、決裁、支払 ※私立認定こども園・地域型保育施設には、算定額の通知と、施設型給付・地域型給付の精算 | 3月10日 ～ 5月31日 | 保育課 |
| | 23 | ・登園自粛要請等期間の副食費の減額(市立のみ) (対象児)市立施設に通う2号認定5000人 (対象期間) 登園自粛要請期間(5月分のみ) 感染者発生園臨時休園期間(1園) 感染者措置等期間 | ・同上 | 3月10日 ～ 5月31日 | 保育課 |
| | 子育て支援センター | 24 | 地域子育て支援センターの臨時休館 ※1回目:3月1日～ 2回目:4月19日～ | ・各施設へ対応方針を周知した。 | 2月28日 ～ 4月19日 |
| 25 | | 地域子育て支援センターの臨時休館からの再開 ※1回目:4月1日～ 2回目:5月19日～ | ・再開にあたっての感染対策を含む対応方針を各施設へ周知した。 | 3月27日 ～ 5月18日 | 保育課 |
| 病児保育 | 26 | ・病児・病後児保育施設の受入基準の設定等 (3/5～3/31)新型コロナ以外の確定診断以外利用制限 (4/1～)新型コロナ感染者及び濃厚接触者のみ利用制限 | ・各施設と意見交換の上、対応決定、周知。 | 3月5日 ～ 5月31日 | 保育課 |
| 感染予防等 | 27 | ・国補助を活用(R2.3補正繰越)した、全保育施設等への衛生用品の提供対応 ・国提供マスク、消毒液等の配布対応 ・寄贈物品の提供申し出対応 | ・予算確保、調達品の選定、各施設の配分調整、商品調達、発注、契約事務、納品後の配布調整、補助金申請、実績報告等。 ・施設・職員数等の報告、配分調整、納品調整等。 ・子ども関連施設への寄付・寄贈の申し出に対し、部内関係課のニーズとのマッチングを実施。 | 3月 日 ～ 継続中 | こども政策課 こども家庭課 児童相談所 保育課 |